

青森県報

第三千八百三十三号

平成二十六年
四月二十一日
(月曜日)

目 次

大規模小売店舗の新設に関する届出…………… (商工政策課) …… 一
公安委員会

警備員指導教育責任者講習 (新規取得講習) の実施…………… (生活安全課) …… 二
警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施…………… (同) …… 三

平成二十五年年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計
補正予算 (第二号) ほか五件及び平成二十六年年度青森県新
産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領…………… (新産業都市建設事業団) …… 五

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定による大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十六年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ツルハドラッグ五所川原本町店

五所川原市字本町二五の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

NTTファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目二の一

代表取締役 前田幸一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ツルハ

北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目一の二一

代表取締役 鶴羽樹

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十六年十二月五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、一八三平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の位置及び収容台数

三九台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

2 駐輪場の位置及び収容台数

三六台 (位置は、届出書添付図面のとおり)

3 荷さばき施設の位置及び面積

四四平方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

六・〇一立方メートル (位置は、届出書添付図面のとおり)

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前六時

閉店時刻 翌午前零時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前五時四十五分から翌午前零時十五分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

三か所 (位置は、届出書添付図面のとおり)

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後七時まで
八 届出年月日
平成二十六年四月四日

九 届出書及び添付書類の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

平成二十六年四月二十一日から同年八月二十一日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

十 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十六年八月二十一日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

公安委員会

青森県公安委員会告示第四十三号

警備業法(昭和四十七年法律第十七号。以下「法」という。)(第二十二条第二項

第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(以下「新規取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第二条の規定により公示する。

平成二十六年四月二十一日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習の区分

法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る新規取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十六年六月二日(月)から同月九日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)(の午前九時から午後四時五十分まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

二十二人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。

1 最近五年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)(の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)(第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)(の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した

者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手続

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十六年五月七日(水)から同月十三日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込みの受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)(一通に、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 講習終了後、修了審査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。

2 受講者は、筆記用具を持参すること。

九 受講申込みに関する問合せ先

1 青森県警察本部生活安全全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二一一

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十四号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)(第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)(第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)(の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。)(を次のとおり実施するので、講習規則第二条の規定により公示する。

平成二十六年四月二十一日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

一 講習の区分

法第二条第一項第二号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十六年六月五日(木)から同月九日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前九時から午後四時まで

三 実施場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

五人(予定)

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」という。)の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、かつ、次のいずれかに該当するものとする。

1 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

2 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。))の交付を受けている者

3 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの)

4 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)(第一条第二項に規定する一級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した者

5 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十六年五月八日(木)から同月十三日(火)までの間(土曜日及び日曜日を除く。)

(一) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(二) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)(の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。)(一通及び既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象者に該当することを疎明する次の書面一通を添付すること。

(一) 五の1に該当する場合には、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)(及び履歴書

(二) 五の2に該当する場合には、一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し

(三) 五の3に該当する場合には、二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(四) 五の4に該当する場合には、旧一級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し

(五) 五の5に該当する場合には、旧二級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)(の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料一万四千円分を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

雑 報

青森県事業団公告第一号

平成二十六年三月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百一一定例会の議を経た平成二十五年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第二号)ほか五件及び平成二十六年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算ほか五件の要領を地方自治法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第三十五号)附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年四月二十一日

青森県新産業都市建設事業団

理事長 三 村 申 吾

- 1 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付する。
- 2 受講者は、筆記用具を持参すること。
- 九 受講申込みに関する問合せ先

- 1 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話〇一七 七二三 四二二一
- 2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。)の生活安全課又は刑事生活安全課

平成25年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第2号)

平成25年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,697千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		千円 ₂	千円 ₂	千円 ₄
	1 預 金 利 子	1	3	4
	2 雑 入	1	△1	0
歳 入 合 計		26,695	2	26,697

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 26,695	千円 2	千円 26,697
	1 事業団運営費	26,695	2	26,697
歳出合計		26,695	2	26,697

平成25年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）

平成25年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1千円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,286,256千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 1,286,255	千円 1	千円 1,286,256
	1 臨海収入	36	1	37
歳入合計		1,286,255	1	1,286,256

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 1,286,255	千円 1	千円 1,286,256
	1 臨海事業費	36	1	37
歳出合計		1,286,255	1	1,286,256

平成25年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	264,901千円	260,929千円	3,972千円
第1項 営業収益	260,940千円	260,940千円	0千円
第2項 営業外収益	3,961千円	11千円	3,972千円
支 出			
第1款 事業費用	89,975千円	88,459千円	1,516千円
第1項 営業費用	89,975千円	88,459千円	1,516千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	484,000千円	484,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	484,000千円	484,000千円	0千円

平成25年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	119,272千円	36,602千円	82,670千円
第1項 営業収益	36,624千円	36,624千円	0千円
第2項 営業外収益	82,648千円	22千円	82,670千円
支 出			
第1款 事業費用	23,908千円	23,289千円	619千円
第1項 営業費用	23,389千円	23,289千円	100千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算第3条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,197,000千円	1,197,000千円	0千円
第1項 長期借入金償還金	1,197,000千円	1,197,000千円	0千円

平成25年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	759,587千円	1,007千円	760,594千円
第1項 営業収益	16,236千円	1,003千円	17,239千円
第2項 営業外収益	743,351千円	4千円	743,355千円
支 出			
第1款 事業費用	15,244千円	2,620千円	12,624千円
第1項 営業費用	15,047千円	2,620千円	12,427千円

平成25年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 事業収益	429,556千円	427,192千円	2,364千円
第1項 営業収益	429,540千円	429,540千円	0千円
第2項 営業外収益	16千円	2,348千円	2,364千円
支 出			
第1款 事業費用	269,825千円	244,228千円	25,597千円
第1項 営業費用	242,897千円	242,172千円	725千円
第2項 営業外費用	26,928千円	2,056千円	24,872千円

(資本的収入及び支出)

第3条 平成25年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第3条本文括弧中「88,151千円」を「87,527千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	90,000千円	624千円	89,376千円
第1項 用地造成事業費	90,000千円	624千円	89,376千円

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,012千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 7,010
	1 負 担 金	7,010
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		7,012

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 団 費		千円 7,012
	1 事 業 団 運 営 費	7,012
歳 出 合 計		7,012

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		千円 5
	1 臨 海 収 入	3
	2 市 川 収 入	2
歳 入 合 計		5

歳 出

款	項	金 額
1 事 業 支 出		千円 5
	1 臨 海 事 業 費	3
	2 市 川 事 業 費	2
歳 出	合 計	5

平成26年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	1,204,598千円
第1項 営業収益	1,200,000千円
第2項 営業外収益	4,598千円

支 出

第1款 事業費用	797,619千円
第1項 営業費用	797,619千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入 0千円

支 出

第1款 資本的支出	484,000千円
第1項 長期借入金償還金	484,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、508,000千円と定める。

平成26年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団桔梗野工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益	119,278千円
第1項 営業収益	36,624千円
第2項 営業外収益	82,654千円

支 出	
第1款 事業費用	21,641千円
第1項 営業費用	21,389千円
第2項 営業外費用	252千円

(資本的収入及び支出)

第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	1,197,000千円
第1項 長期借入金償還金	1,197,000千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、3,900,000千円と定める。

平成26年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団百石住宅用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	115,618千円
第1項 営業収益	15,561千円
第2項 営業外収益	100,057千円

支 出	
第1款 事業費用	15,104千円
第1項 営業費用	15,047千円
第2項 営業外費用	57千円

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

平成26年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 事業収益	412,572千円
第1項 営業収益	412,560千円
第2項 営業外収益	12千円

支 出	
第1款 事業費用	268,527千円
第1項 営業費用	244,504千円

第2項 営 業 外 費 用

24,023千円

(一時借入金)

第3条 一時借入金の限度額は、1,403,000千円と定める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭